

○二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成31年3月1日条例第5号

二宮町歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

**第1条** この条例は、町民の歯及び口腔の健康づくりについて基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 歯及び口腔の健康づくりは、町民の生涯にわたる全身の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に欠くことができないものであり、子どもの健やかな成長と発達、生活習慣病の予防、介護予防、食育の推進等に資するものであることから、町民自らが歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進し、必要な保健医療を受けることができる環境の整備を促進することを基本理念とする。

(町の責務)

**第3条** 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、実施する責務を有する。

(歯科医師等の役割)

**第4条** 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務(以下「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、町が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策の推進に協力し、適正な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

**第5条** 教育又は保健、医療若しくは福祉に関する業務に従事する者(歯科医療等業務に従事する者を除く。)は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の役割)

**第6条** 町民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについて、理解を深め、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むように努めるものとする。

(基本的施策)

**第7条** 町は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識等の普及啓発に関すること。

- (3) 妊娠期から子育て期における母子及び学齢期にある者に対して、予防対策を推進すること。
- (4) 成人期にある者に対して、歯周病予防対策等を推進すること。
- (5) 高齢期にある者に対して、口腔機能の維持及び向上のための対策等を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策。

#### **附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。